

# 青森大学教務委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第56条の規定に基づき、本大学に教務委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学年、学期その他教務に関すること
- (2) 教育課程及び履修方法の運用に関すること
- (3) 教養教育の実施及び学部間調整に関する事項
- (4) 各学部の教務に関する調整事項
- (5) その他全学的に共通な教務事項

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務部長
  - (2) 各学部の教授、准教授、講師及び助教のうちから各学部2名
  - (3) 事務局長及び教務・学生課長
  - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 委員長は、教務部長があたる。
  - 3 委員会に副委員長を置き、学長が命ずる。
  - 4 第1項第2号及び4号の委員は、学長が命ずる。
  - 5 教務委員会の中に教職課程部会を置く。規程については別に定める。

## (学部教務委員会)

第4条 委員会に、学部ごとに学部教務委員会を置き、当該学部にかかわる事項を審議するものとする。

- 2 学部教務委員会の運営については、委員会が別に定める。

## (会議)

第5条 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

- 2 委員長が不在のときは、副委員長が議長の職務を代行する。
- 3 委員がやむを得ない理由により出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

## (定足数)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

## (委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第9条 委員長は、議事録を作成し、学長及び教授会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教務・学生課において処理する。

(改正)

第11条 この規程の改正は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。